

平成19年(ワ)第4657号 第二次大戦戦没犠牲者合祀絶止等請求事件

原告 李熙子 外9名

被告 国, 靖國神社

平成23年7月21日判決言渡し

東京地方裁判所民事第14部

判 決 要 旨

第1 判決主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 事案の概要

本件は、大韓民国（以下「韓国」という。）国籍を有する原告らが、①被告靖國神社が別紙合祀者一覧表記載の合祀者（以下「本件合祀者」という。また、本件合祀者から原告金希鍾を除く場合には、「本件戦没者」という。）について、遺族である原告ら（ただし、原告金希鍾を除く。）及び合祀された本人である原告金希鍾に無断で合祀し（以下「本件合祀行為」という。）、再三にわたる原告らの合祀取消しの求めを拒絶し、現在に至るまで合祀を継続している行為（以下では、被告靖國神社による上記行為を併せて「本件合祀行為等」ということもある。）により、原告らの人格権又は人格的利益を侵害され、精神的苦痛を受けた、②被告国が、政教分離原則（憲法20条3項、89条）に違反して本件合祀者の情報を被告靖國神社に対して無断で提供した行為、及び軍人軍属関係の名簿を韓国政府に引き渡した行為により、原告らの人格権又は人格的利益を侵害され、精神的苦痛を受けた、③同時に被告らの行為は共同不法行為にも該当するなど主張して、被告国に対しては、国家賠償法1条1項、民法719条に基づく損害賠償として慰謝料の支払を求めるほか、人格権若し

くは人格的利益に基づく妨害排除又は名誉毀損における原状回復として、原告らに対する本件戦没者に関する戦死の事実の報告、被告靖國神社に対する情報提供告知の撤回、謝罪文の交付及び謝罪広告の掲載を求めるとともに、被告靖國神社に対しては、不法行為に基づく損害賠償として慰謝料の支払を求めるほか、人格権若しくは人格的利益に基づく妨害排除又は名誉毀損における原状回復として、被告靖國神社の所有、管理する霊壘簿、祭神簿及び祭神名票（以下、これらを「霊壘簿等」という。）からの本件合祀者に関する記載の削除、謝罪文の交付及び謝罪広告の掲載を求めている事案である。

第3 主要な争点に対する当裁判所の判断の要旨

1 本件合祀行為等の違法性と法的利益の侵害の有無について

- (1) 原告らの主張する法的利益の本質（家族（ないし自分）を自己の意思に反する宗教的方法で慰霊されない利益又は英霊ないし祭神として祀られない利益）について

何人かをその信仰の対象とし、あるいは自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は、いかなる者にでも保障されていると解するのが相当である。確かに、緊密な関係にあった人に対する心情、感情等からその人について自らの信条に基づく宗教的方法に従って慰霊行為をするのか又はしないのかを決定する自由ないし利益については、それが自己の家族ともなれば、社会通念上特に尊重に値すべきものであるとは考えられる。しかし、上記自由又は利益は、何人にも保障される個人の信教の自由との調整の中で保障されるべきものであり、この点は、慰霊等の対象が家族など緊密な関係にあった人であるか否かによって、基本的に異なるものではないと解すべきである。

そして、人が自己の信仰生活の静ひつを他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことにより不快の感情を持ち、そのようなことがないように望むことがあるのは、その心情として当然であるとしても、かかる宗教上の

感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、かえって相手方の信教の自由を妨げる結果に至ることになる。すなわち、何人かをその信仰の対象とし、あるいは自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由がいかなる者にでも保障されているとする一方、相容れない信仰に対する不快感や嫌悪感などそれ自体を法的利益の侵害として救済を求めることができるとしたのでは、容易に上記宗教的行為を制約することが可能になって、信教の自由を保障した趣旨が損なわれてしまうことになる。このように、信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰を持つ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請しているものというべきである（最高裁昭和57年(オ)第902号同63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277頁（以下「最高裁昭和63年判決」という。））。

そうすると、このような自己の信仰と相容れない信仰を持つ者の信仰に基づく行為に対する不快感や嫌悪感などの宗教上の感情を直ちに法的利益として認めることはできず、他者の宗教的行為が強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するに至ったときに初めて、上記の宗教上の感情は、信教の自由に対する妨害を伴うものとして、法的保護に値すると解するのが相当である。

(2) 原告ら（ただし、原告金希鍾を除く。以下、本項でいう「原告ら」について同じ。）の法的利益について

ア 韓国国籍を有する原告らが、植民地時代に日本国に徴兵、徴用されて第二次世界大戦の戦場に赴き、死亡した者の遺族であることを踏まえると、被告靖國神社による本件合祀行為等に対して強い拒絶の意思を示していること自体については、原告らの歴史認識等を前提にすれば、理解し得ない

わけではない。しかしながら、原告らの主張する利益は、他人が家族を自己の意思に反する宗教的方法で慰霊すること、又は英霊ないし祭神として祀ることを拒否するというものであると解され、その内容は、結局のところ、他者の宗教的行為により自己の感情を害されることを拒否するというものである。そうであるとすると、上記利益は、原告らが被告靖國神社の教義や宗教的行為に対して内心的な不快感や嫌悪感を抱くことのない利益を言い換えたものにすぎず、最高裁昭和63年判決の判断の対象となった宗教上の人格権又は利益と本質的に異なるところはないというべきである。

イ 原告らは、家族を自己の意思に反する宗教的方法で慰霊されない利益又は英霊ないし祭神として祀られない利益は、社会的、民族的、習俗的、宗教的理由ないし背景等の様々な根拠に基づくもので特定の宗教に基づいて親族を追慕するという利益に収れんされるものではないと主張する。しかし、原告らが主張する利益が様々な根拠に基づくものであるとしても、原告らの感情が害されることの主要な原因は、親族が被告靖國神社によって英霊たる祭神として祀られる点にあるものと考えられ、これによれば、原告らが被告靖國神社の宗教的行為により感情を害されることを拒否する利益が問題にされているものということができる。このように、本件において、最高裁昭和63年判決と同様に、他者の宗教的行為により自己の感情を害されることを拒否する利益、あるいは、他者の教義や宗教的行為に対して内心的な不快感や嫌悪感を抱くことのない利益が問題にされている以上、その感情を抱く根拠が様々なものであるとしても、信教の自由の保障は他者の信仰に基づく行為に対して寛容であることを要請しているとする最高裁昭和63年判決の考え方は、本件にも同様に当てはまるものというべきである。

また、仮に、原告らが、被告靖國神社の行為により、宗教上の人格権又は人格的利益とは別の精神的領域に属する利益が害されて、不快感や嫌悪

感を持ったものであるとしても、この感情を直ちに法的利益と認めることができないのは、宗教上の感情の場合と同様である。

ウ 何人かをその信仰の対象とし、あるいは自己の信仰する教義により何人かを追慕し、魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は、いかなる者にでも保障されているものであり、故人の遺族以外の者であっても、自己の信仰に基づき、故人に対する慰霊行為等を行う自由があると解すべきである。社会的儀礼として、故人の遺族の同意、承諾をとることが望ましいとの考え方はあり得るとしても、その同意、承諾がないからといって、故人の遺族が他者の慰霊行為等を当然に排除する権利又は利益を有するとはいえないのである。本件において、被告靖國神社による合祀行為は上記の宗教的行為に当たるのであるから、これを行う自由が信教の自由の保障のらち外にあるということとはできない。

エ 以上によれば、原告らの主張する家族を自己の意思に反する宗教的方法で慰霊されない利益又は英霊ないし祭神として祀られない利益について、これが害されれば直ちに法的な救済を求め得る権利ないし法律上保護される利益に当たるものととらえることはできない。

オ 被告靖國神社の行為が強制や不利益の付与を伴うことにより原告らの信教の自由を妨害するに至ったといえる場合には、原告らの宗教上の感情が法的保護に値することがあり得るので、この点について検討する。

霊璽簿等の記載については、これが非公開とされており、戦没者の合祀に関する情報も、第三者からの照会等に応じて開示されることはないのであって、遺族以外の第三者は、合祀の事実の存否自体を知ることができない状態にあり、これらの行為によって本件戦没者の社会的評価が低下するなどの事態は想定し得ない。また、合祀に際しては、遺族に対する合祀通知がされることがあるものの、それ以外に遺族に対する働きかけや連絡がされることはない。原告らにおいては、被告靖國神社に対して照会したり、

部隊留守名簿を見たりするなどして、本件戦没者の合祀の事実を知るに至ったものであり、合祀後数十年にわたってその近親者の合祀を認識していなかったのである。これらの事情にも照らすと、被告靖國神社の合祀行為が原告らに対して何らかの強制や不利益の付与を伴うことにより原告らの信教の自由を妨害するような性質のものということとはできない。

そうすると、原告らが、本件戦没者の合祀の取消しを拒絶され、その合祀を継続されることにより、原告らの主張する家族を自己の意思に反する宗教的方法で慰霊されない利益又は英霊ないし祭神として祀られない利益に必然的に伴う感情や心情が害され、精神的苦痛を感じているとしても、直ちに原告らの権利又は法律上保護された利益が侵害されたものということとはできない。

カ 原告らが主張するその他の権利ないし利益についても、被告靖國神社の本件合祀行為等によって原告らの法的利益が侵害されたとは認めることができない。

(2) 原告金希鍾の法的利益のうちプライバシー権の主張について

ア 被告靖國神社は、合祀の祭典後、霊壘簿を霊壘簿奉安殿で、祭神簿及び祭神名票を参集殿奉安庫でそれぞれ保管しているが、いずれも非公開としており、また、戦没者の合祀に関する情報については、当該戦没者の遺族からの照会や問い合わせに対して回答するものの、第三者からの照会等には応じていないことが認められる。そうすると、被告靖國神社が原告金希鍾の氏名等が記載された霊壘簿を不特定多数人が閲覧可能な状態にし、原告金希鍾が合祀されている事実を不特定多数人に知らしめたとはいえない。

イ 祭神簿については、①氏名・階級、②死没年月日・死没区分・死没場所、③本籍、④遺族の氏名・住所・続柄が掲載されるところ、祭神名票には、①から④に加え、さらに所属部隊や合祀年月日等も記載されている一方、霊壘簿には、②の死没年月日等や④の遺族に関する事項は記載されないこ

と、原告金希鍾に関する霊璽簿等のうち、祭神簿の該当欄及び確認後の祭神名票の該当用紙に斜線が引かれて抹消され、「生存確認」の文言が記入されて、訂正手続が執られているが、霊璽簿については特段訂正手続が執られていないことが認められる。

このように、ある者が生存しているにもかかわらず死亡しているものと記して、これを戦没者として祀る手続をすることは、客観的に重要な情報を誤って伝えるものである上、その者の感情をも害するものであるから、本件において、被告靖國神社が原告金希鍾を合祀する手続をしたことが、受忍限度を超えるものとして、原告金希鍾の人格権又は人格的利益を侵害する違法な行為であるかどうかについて検討する。

被告靖國神社が原告金希鍾について合祀の手続を執ったのは、同原告が戦没者であるとする情報が被告靖國神社に対して提供されたためであると推認されるが、一般に戦没者については、限られた情報源に基づいて、多人数の情報処理がされなければならなかったものであるため、一定の範囲で過誤が生ずることもやむを得ない状況にあったものというべきである。そして、原告金希鍾についても、サイパンでアメリカ軍の捕虜になり、少なくとも昭和21年7月まではアメリカ合衆国で生活していたために、その生死に関して誤った情報提供がされ、被告靖國神社において合祀の手続が執られた可能性が十分に考えられる。

上記のとおり、戦没者に関する情報は限られた情報源に基づいて大量に処理されていたものであることに加え、被告靖國神社としても、原告金希鍾の生存を知らず合祀の手続を行ったわけではないこと、被告靖國神社は、同原告が生存していることを確認した後、速やかに原告金希鍾に対して謝意を表す書面を送付した上、祭神簿及び祭神名票について訂正の手続を執ったこと、被告靖國神社は、合祀の祭典後、霊璽簿を霊璽簿奉安殿で、祭神簿及び祭神名票を参集殿奉安庫でそれぞれ保管しているが、い

ずれも非公開としており、また、戦没者の合祀に関する情報については、当該戦没者の遺族からの照会や問い合わせに対して回答するものの、第三者からの照会等には応じていないこと等の事情が認められる。これらの事情によれば、原告金希鍾について、受忍限度を超える侵害があったとはいえないものというべきである。

ウ なお、霊璽簿には、今も原告金希鍾の創氏名が残されていることになるが、これは、被告靖國神社の教義上、極めて神聖なものとされている霊璽簿の記載を訂正することは許されないとされていることによるものであること、被告靖國神社側からは、原告金希鍾に対し、合祀はあくまで戦没者の魂をお祀りするものであり、生存している原告金希鍾がお祀りされているということはない旨の説明がされていること、上述のとおり、霊璽簿が霊璽簿奉安殿に人目に触れることなく保管されていることにも照らせば、被告靖國神社の合祀手続あるいはその後の対応によって、原告金希鍾の人格権又は人格的利益に対して受忍限度を超える侵害がされたものということとはできない。

2 被告国の行為の違法性と法的利益の侵害の有無（政教分離違反の主張）について

憲法20条3項にいう宗教的活動とは、宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいい、ある行為が宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならないものである（最高裁昭和46年（行ツ）第69号同52年7月13日大法廷判決・

民集31卷4号533頁，最高裁昭和63年判決，最高裁平成4年（行ツ）第156号同9年4月2日大法廷判決・民集51卷4号1673頁参照）。

認定事実によれば，被告国と被告靖國神社との間で合祀事務等に関する打合せが被告靖國神社内において繰り返し開催されたこと，合祀事務について，被告国側（厚生省）が合祀者を決定するかのような記載のある文書が作成されていること，昭和33年4月9日の打合せの際に，被告国（厚生省の担当者）が被告靖國神社に対し，B，C級戦犯の合祀を検討するよう提案するなど合祀対象者に関する提案をしたこと，被告国が作成した靖國神社合祀事務協力要綱には，「なし得る限り好意的な配慮をもって」合祀事務の推進に協力する旨が記載されていることなどの事実が認められるところ，上記事実を照らすと，被告国において本件情報提供行為等を行うに当たり，被告靖國神社の教義に基づき行われる合祀について，一般国民に対する協力よりも積極的な協力をする意図が全くなかったとはいえない。また，その行為の規模の大きさ（少なくとも150万人以上の合祀を予定），期間の長さ（当初は昭和31年から3年間の予定であったが，少なくとも昭和46年までは第3025号通達による合祀協力事務が行われてきたこと）及び本件情報提供行為等を含む合祀協力事務が行われていた時期の合祀者の数（特に，昭和32年には47万人弱もの合祀が行われたこと）などにも照らすと，一般人においてこれらが被告靖國神社を特別に優遇するものではないかと感ずる可能性も否定することはできない。さらに，被告靖國神社が合祀を行うに当たり，被告国の第3025号通達及びその別冊により構築された事務態勢に基づく情報提供等の協力が被告靖國神社の合祀に一定の役割を果たしたことも否めない。

しかしながら，認定事実によれば，第二次世界大戦が終戦し，被告靖國神社が宗教法人化した後の合祀に関して，①被告国の行った戦没者の情報提供等は，被告靖國神社からの依頼又は照会を契機とするものであること，②合祀の最終決定は被告靖國神社が行っており，合祀の祭祀運営等は被告靖國神社において

執行されたもので、被告国は、被告靖國神社の管理はもちろん祭祀運営にも関与していないこと、③合祀基準の拡大は被告靖國神社が決定しており、戦犯等の合祀についても被告靖國神社の総代会に最終決定権限があり、被告国にはそれらの権限がなかったこと、④被告国は合祀予定者の決定を行っているが、合祀事務に関する情報提供を迅速かつ的確に行う上では、合祀予定者について一定の枠組を定めて事務処理をするのが合理的であり、その合祀予定者の決定が被告靖國神社の合祀の権限に影響を与えてはいなかったこと、⑤被告靖國神社は、独自に調査業務を行っており、被告国からの情報提供が中断されていた期間においても、年間数万人の単位で被告靖國神社による合祀が継続されていたことが認められる。以上の事実によれば、被告靖國神社は、被告国から戦没者の情報を得た上で、合祀決定を自らしていたというべきであるから、合祀は、被告靖國神社が自らの教義に基づき自律的に行ってきた宗教行為であり、被告国の戦没者情報の提供行為等によってもその性質に何ら変わりはないというべきである。被告国の情報提供行為等により、合祀における被告靖國神社の自律性が失われるような事情を認めるに足りる証拠はない。

また、被告国は、戦没者等の情報について照会があれば調査回答すべき立場にあるところ、被告国が被告靖國神社に対して戦没者情報を提供するなどした行為は、被告靖國神社の依頼又は照会に応じて、一般的な調査回答業務の一環として他の一般国民や団体からの要請に応じるのと同じ考え方に基づいて、都道府県の協力を得ながら、あらかじめ定められた合祀基準に当てはまると認められる戦没者の氏名等の客観的な情報を取りまとめ、これを被告靖國神社に送付したものであり、宗教とのかかわり合いのあることを否定できないとしても、あくまで合祀という宗教行為とは性質の異なる別個の事実行為として位置付けられるものである。

しかも、少なくとも本件合祀者が合祀される以前の昭和30年ころ以降、戦争に殉じた者が被告靖國神社への合祀を望み、その遺族の多くも同様であると

信ずる合理的な理由があると考えられた当時の状況下において、国事である戦争を遂行した被告国としては、たとえ戦後に被告靖國神社の地位が変更されて一宗教法人になったとしても、戦没者やその遺族のために、法的に許される範囲の行政的な措置を行うべきとの要請を無視し難い立場にあったものというべきである。そして、戦争に殉じた者の調査については、その行為の性格上、被告国が協力するのとなければ合祀候補者の情報を的確に収集することが困難であると考えられるから、被告靖國神社が被告国に協力を求めたことにも、被告国がこれに応じたことにも、相応の合理性があったものといえることができる。上記行為が長期間にわたり組織的に行われたのは、対象者が約150万人もいて、事務量が膨大であったからであり、被告靖國神社を宗教法人として特別に手厚く支援する意図、目的に基づくものとはいえないし、同様の情報提供行為は、小規模ではあるが、前記のとおり他の国民や団体に対しても行われていたのであって、それらとの比較において、被告靖國神社を特に手厚く支援したものとも断定し難い。さらに、上記行為が、直ちに他の宗教に対する圧迫、干渉等になるとまでいうことはできない。

以上の点を総合的に考慮し、社会通念に従って客観的に判断すれば、被告国の上記行為は、憲法20条3項に違反する宗教的活動に当たるといえることはできないし、憲法89条に違反するものといえることもできない。

以上